

報 第 1 号 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： 続きまして、報第1号、知事の専決処分に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、報第1号、知事の専決処分に対する意見につきまして、説明を申し上げます。

知事が、地方自治法第180条の規定によりまして専決処分をしようとする教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするというものでございます。

この度承認をお願いいたします専決処分の内容につきましては、2に記載してございますとおり、広島県高等学校等奨学金償還金に係る滞納者に対し、償還金及び督促手続費用を支払わなければならない旨の訴えを提起するもの2件でございます。

資料の2ページをお願いいたします。広島県高等学校等奨学金につきまして、これまで再三の納付指導及び督促状の送付等による債権回収の取組にもかかわらず、長期滞納となっている者につきまして、主債務者及び連帯保証人に対しまして管轄の簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、2件の相手方から適法な督促異議の申立てが行われたところでございます。適法な督促異議の申立てがあったときは、民事訴訟法第395条の規定によりまして、支払督促の申立てのときに遡って訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するという事になってございますことから、この度訴えの提起について専決処分を行うものでございます。

教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であると思われましたことから、教育長が臨時に代理をし、7月30日付けで同意する旨の回答を行い、同日付けで専決処分が行われたことを確認してございます。御承認のほどよろしくお願いをいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。